

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員 の数	備考
1 平成28年度入札契約手続支援システム改良業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	東芝ソリューション (株) 官公営業第三 部 神奈川県川崎市幸区堀 川町7-2-34	<p>本業務は、契約事務処理のさらなる効率化を図るため入札契約手続支援システムの機能の追加及び、契約手続の運用変更等に伴うシステム改良を行うものである。</p> <p>また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続業務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。</p> <p>本システムは、入札・契約手続作業にかかる技術審査や帳票作成等の事務処理や契約状況等のデータ抽出を適切かつ迅速に行うことを目的に構築され、入札契約手続に特化した汎用性のない重要なシステムであり、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。</p> <p>よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけでなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムの改良及び保守作業に関するシステム構成を熟知し、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に合わせる必要がある。</p> <p>このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である上記事業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記事業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号 政府調達に関する協定第15条第1項(d)</p>	非公表	59,940,000	—		
2 H28管内事務所サーバ1式賃貸借	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	東芝ソリューション (株) 官公営業第三 部 神奈川県川崎市幸区堀 川町7-2-34	<p>本件は、行政情報システム効率化のために実施しているサーバ集約化の一環として、平成28年度にデータ系サーバの集約をするまでの間、該当するサーバの再リースを行うものである。</p> <p>後継となる次期導入サーバは、H24-28管内事務所サーバ1式賃貸借と統合し、平成29年2月より運用開始予定であるため、それまでの期間継続して既存サーバを使用する必要が生じた。</p> <p>既存サーバの導入に関しては、平成23年度にWTO一般競争入札により上記事業者と賃貸借契約を締結済みである。</p> <p>現在のシステムを構成するサーバは、関東地方整備局の運用環境に合わせた設計仕様に基づき、運用試験及び調整を経て構築されたものであり、安定的稼働が確認されている唯一の環境であるため、市場調達が可能である別途の機器類を用いて新たに同様の環境を調達するには多大な期間・費用を要する。</p> <p>セキュリティ対策サーバの運用は、現在の契約が終了する翌日の平成28年4月1日から切れ目無く開始されることが必須であり、同日から新たに業務契約をする場合にあっては、この時点から必要な環境を準備できる者は上記事業者以外には存在しない。</p> <p>よって、他に競合するものはなく、下記適用法令に基づき、上記事業者と随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号 政府調達に関する協定第15条第1項(d)</p>	非公表	132,256,800	—		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
3	デジタル道路地図データベース更新業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年6月15日	(一財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13	<p>この業務は、関東地方整備局管内における各種道路管理上必要不可欠であるデジタル道路地図データベースを、新規供用路線や道路改良等が実施される箇所について、平成27年度版を基に平成28年度版への年次更新を行うものである。</p> <p>デジタル道路地図データベースは「道路網及び道路地図に関する数値情報」であり、行政においてはVICSや各種道路管理システム、交通分析など、民間においてはカーナビゲーションシステム、電子地図など、官民双方で活用するための共通基盤として整備され広く利用されているところである。</p> <p>一般財団法人日本デジタル道路地図協会は、道路網及び道路地図に関する数値情報の調査研究を行うとともに、その標準化を推進し、これを広く普及すること等により、道路及び道路交通の情報化に貢献することを目的として昭和63年に設立された一般財団法人である。</p> <p>①本業務の遂行にあたっては、最新のデジタル道路地図データベースとの整合性をはかり、その品質を確保するために「全国デジタル道路地図データベース標準」をはじめとする各種の標準に基づく更新が必要不可欠であるが、同協会はこれら標準を策定し、その著作権を保有管理している。</p> <p>②同協会はこれまで整備された官民共通基盤であるデジタル道路地図データベースの著作権を国土交通省各地方整備局等と共有しており、他者によるデータベースの変更を認めていない。</p> <p>以上のことから、同協会は本業務を遂行するにあたって必要な要件を備えた唯一の契約対象機関であり、競争に付すことが出来ない。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び特例政令第13条第1項第1号」により、一般財団法人日本デジタル道路地図協会と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号 政府調達に関する協定第15条第1項(d)</p>	44,917,200	42,120,000	93.77%		
4	H28工事・業務実績情報提供業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	(一財)日本建設情報総合センター 東京都千代田区平河町1-3-13	<p>本業務は、工事発注等入札契約手続きに必要な公共工事や業務の受注実績、技術者に関するデータ等の情報を取得するため、情報提供を行うものである。</p> <p>工事・業務実績及び技術者に関する情報は、入札・契約手続き時における競争参加資格の確認や業者選定の為の評価根拠情報であるため、正確、かつ、迅速に提供を受ける必要がある。</p> <p>工事・業務実績及び技術者等の情報は、(一財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する、工事実績情報システム(以下「コリンズ」)及び測量調査設計業務実績情報システム(以下「テクリス」)において、一元的にデータベース化し、情報提供を受けるシステムを構築しているところである。</p> <p>このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である下記事業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、下記事業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	8,682,552	8,682,552	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
5 平成28年度建設副産物情報提供業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	(一財)日本建設情報総合センター 東京都千代田区平河町1-3-13	<p>本業務は直轄工事と他の公共機関が発注する工事における建設副産物の排出計画・実績、再資源化施設・最終処分場に関する情報、及び建設発生土の搬出・搬入に関する情報を関東地方整備局管内の本局・事務所に提供するものである。</p> <p>建設副産物及び建設発生土に関する情報は、設計・工事発注・施工において必要不可欠な建設副産物を受入可能な再資源化施設や最終処分場に関する情報及び建設発生土の搬出先・搬入先に関する情報であるため、正確、かつ効率的に提供を受ける必要がある。</p> <p>建設副産物及び建設発生土の情報は、(一財)日本建設情報総合センターがプログラムの著作権を有する、建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムにおいて、一元的にデータベース化し、情報提供を受けるシステムを構築しているところである。</p> <p>このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である下記業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	非公表	9,720,000	—		
6 建設業情報管理システム電算処理業務（単価契約）	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	(一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	<p>1. 建設業情報管理システム電算処理業務は、建設業許可事務等を行う国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局）及び都道府県（以下「許可行政庁」という。）が、同一のデータベースに自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することにより、</p> <p>①建設業者間における技術者の名義貸し等を防止する</p> <p>②建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うこと等を目的として行うものであるが、許可行政庁においては、上記業務を行うためのシステムを自ら所有していないことから、外部の法人等が所有する「上記業務を可能とするシステム」を利用せざるを得ない。</p> <p>2. 現時点では、</p> <p>①一般財団法人建設業情報管理センターが開発・所有する建設業情報管理システム以外には、本業務に利用可能なシステムが存在しておらず、</p> <p>②また、本業務については、上記1.のとおり、すべての許可行政庁が同一のシステムを活用して行う必要があることから、国土交通省と47都道府県との間における取り決めにおいて、上記法人が所有するシステムを活用して審査事務と情報管理のOA化を行うこととしていることから、上記法人を唯一の契約先とせざるを得ないものである。</p> <p>したがって、本業務については一般財団法人建設業情報管理センターと随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	<p>システム基本料 ¥54,000 (1ユーザID当たり・月額)</p> <p>建設業許可電算処理料 ¥3,996 (1処理当たり)</p> <p>経営事項審査電算処理料 ¥690 (1処理当たり)</p>	<p>システム基本料 ¥54,000 (1ユーザID当たり・月額)</p> <p>建設業許可電算処理料 ¥3,996 (1処理当たり)</p> <p>経営事項審査電算処理料 ¥690 (1処理当たり)</p>	100.00%		単価契約

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
7	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	(一財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	<p>本業務は、宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）に係る免許事務等を行う国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「免許行政庁」という。）に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。</p> <p>免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。</p> <p>また、すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省（当時：建設省）と47都道府県との間で取り決めにより、上記法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な稼働が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	2,086,082	2,086,082	100.00%		
8	「i-JUMP」情報提供業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	<p>関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震・風水害・火山・豪雪・津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援、さらには首都圏形成計画等のブロック全体の国土計画の作成や変更等幅広い業務を担っている。こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸を始めとする中央官庁や地方公共団体、さらには警察等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要がある。</p> <p>関東地方整備局では定期的な会議や意見交換会で中央官庁や地方自治体等の関係機関から情報を直接収集すべく努力しているが、それらの人的接触による直接の情報収集方法だけでは、関係機関の必要な情報を適時に収集することは困難である。このため、関東地方整備局では、多数の職員が同時に情報を収集できるメール配信等による情報提供サービスを導入してきたところである。</p> <p>情報提供サービスを行っている業者は複数あるが、中央官庁や地方自治体関係の情報提供を専門的かつリアルタイムに配信しているサービスは限定される。</p> <p>(株)時事通信社の「i-JUMP」は、インターネットを利用して、24時間リアルタイムで行政経済の専門情報を配信する有料情報提供サービスである。</p> <p>同社が独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生する政治・社会ニュース、災害情報などを、職員がリアルタイムで把握できるサービスは、(株)時事通信社の「i-JUMP」以外にない。</p> <p>以上より、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、予算決算及び会計令第102条の4第3号の手続きにより(株)時事通信社と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	14,644,800	14,644,800	100.00%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
9 平成28年度新技術情報提供システム改良等業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	(一財)日本建設情報 総合センター 東京都千代田区平河町 1-3-13	<p>本業務は、新技術の活用及び普及を推進するため整備している新技術情報提供システムの改良及び保守を行うものである。</p> <p>新技術情報提供システムは、国土交通省が運用している新技術に係る情報を提供し、工事発注段階、施工段階において適切な施工方法を選定するための重要なシステムであるため、障害発生時等には迅速な対応を行わなければならない。</p> <p>そのためには、一般的なシステム構築の知識や経験があるだけでなく、本システムの構造及び機能に精通した知識と経験が必要不可欠である。</p> <p>このことから、技術的要件等を兼ね備えている上記の法人を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記法人と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	12,582,000	12,582,000	100.00%		
10 平成28年度企業情報提供業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	(一財)建設業技術者 センター 東京都千代田区二番町 3	<p>入札及び契約の適正化を図り、不正行為を行う不良・不適格者を排除するためには、建設業者の財務や経営等の客観的な企業情報及び技術者情報を得ることが不可欠である。</p> <p>本業務は、発注者の入札参加資格確認作業の厳正化を図るとともに工事現場における監理技術者等の適正な配置を確認するため、当該法人が保有している建設業者の許可情報、経営事項審査結果情報、監理技術者情報等の企業情報をデータベース化した「発注者支援データベース・システム」から、情報提供を受けるものである。</p> <p>上記法人は、建設業法第27条の1第1項の規定に基づく唯一の指定資格者証交付機関であり、建設工事の適正な施工を確保し、技術者の専任制をより有効に担保するため、監理技術者資格者証の交付等に関する事業を行っており、「建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」との中央建設業審議会の建議を受け、平成8年度からは「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理している。</p> <p>また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年5月23日 閣議決定）により、「企業選定のための情報サービスに関すること」として、「発注者支援データベース」を各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めることとされている。</p> <p>よって、本業務の目的を達成できる唯一の者である上記法人と随意契約を締結するものである。</p> <p>なお、上記理由から、当該業務は、「公共調達の適正化」（平成18年8月25日 財務大臣通達）1. (2). ①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」の二(ハ)「行政目的を達成するために不可欠な情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当すると認められる。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	非公表	2,916,000	—		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
11	平成28年度関東地方整備局ホームページ運営支援業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	日本レコードマネジメント（株） 東京都千代田区鍛冶町 2-9-12	本業務は、関東地方整備局で展開する広報活動のうち、専門知識を必要とするウェブを使用した広報活動に関する支援を目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、効率的に運営支援を実施するために必要な項目及びその理由と実施方法等を含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 日本レコードマネジメント株式会社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	13,640,400	13,608,000	99.76%		
12	平成28年度関東地方整備局説明力向上研修支援業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月20日	（一財）NHK放送研修センター 東京都世田谷区砧1-10-10	本業務は、国民へのアカウントビリティを果たし、社会資本整備を進めるために必要な、関東地方整備局職員の責任ある説明力の向上を目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、各講義に当たっての留意点及び実施方法等を含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 一般財団法人NHK放送研修センターは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	5,270,400	4,974,211	94.38%		
13	平成28年度大型車両の通行の適正化に関する広報業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年6月13日	（公財）日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋 1-5-10	本業務は、大型車両の通行の適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対して効果的な広報の取組内容を提案し、その効果検証を実施するとともに、関係機関・団体等が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会（以下「連絡協議会」という）」の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するに当たっては、その企画内容等により大きく成果が左右されると考えられることから、大型車両を取り巻く課題等を把握・整理し、連絡協議会として取り組むべき具体的な広報内容について、実行性のある効果的な広報手法の提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争方式により業者選定をおこなった。 公益財団法人 日本道路交通情報センターは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であるため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	6,987,600	6,987,600	100.00%		
14	第65回利根川水系連合・総合水防演習運営実施業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	（株）サードセンス 東京都千代田区猿楽町 2-1-16	本業務は、第65回利根川水系連合・総合水防演習を円滑かつ効果的に行うための運営・進行を行う業務であり、演習及び会場の運営・進行管理や実施に向けて関係各機関の調整、並びに演習記録の撮影、演習を円滑かつ効果的に行うために必要な音響や電気関係設備の設置・撤去、演習に必要な施設及び設備の設置及び撤去を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、演習を円滑かつ安全に進めるための運営計画、進行管理の内容について企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 株式会社サードセンスは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	77,997,600	77,976,000	99.97%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備考
15	平成28年度東京 国道共同溝監視業 務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	<p>本業務は、東京国道事務所が管理する共同溝（約116.2km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要な課題であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な情報や設備を用いた監視・保安体制が必要である。</p> <p>さらには、共同溝の構造、共同溝内の収容施設、共同溝施設の監視体制、センサー類の種類・配置などは、テロ行為などの防止のため、秘密にすべき事項であり、特殊性が要求される業務である。</p> <p>また、共同溝のセキュリティの確保については、関東地方整備局と共同溝占有者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書」並びに「東京地区共同溝のセキュリティの確保の運用に関する細目協定書」を締結しており、セキュリティ確保の為に実施する常時監視については、警備業法による機械警備により行うことが協定書に規定されるなど、極めて高いセキュリティレベルが要求されているものである。</p> <p>共同溝は、複数のライフラインを集約して収容している施設であり、共同溝としてのセキュリティを確保するためには、共同溝の本体施設のセキュリティを確保するとともに、収容されている共同溝占有者の施設について、共同溝占有者の持つ監視に係わるノウハウを熟知したうえで、その機密を保持しながら統合的に監視を行う必要がある。</p> <p>そのため、共同溝占有者が単独で管理している洞道（トンネル）においては、セキュリティを確保するためのセンサー類の種類・配置や監視体制等の独自のノウハウが外部に漏洩するのを防止するために、監視業務を他社に外注せず自社あるいは関連会社によって実施している。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、以上のような実情を背景に、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であるとともに、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社あり、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>また、同社は、警備業法による機械警備業務の実施が可能な会社であり、監視施設の設置を含めた監視業務を実施する能力を有している。</p> <p>したがって、同社は、共同溝占有者から入手した情報の機密保持を図りつつ共同溝全体のセキュリティを確保して管理できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」の規定により、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	非公表	968,760,000	-		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備考
16	平成28年度横浜 国道共同溝監視業 務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	<p>本業務は、横浜国道事務所が管理する共同溝（約50.3km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要な課題であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な情報や設備を用いた監視・保安体制が必要である。</p> <p>さらには、共同溝の構造、共同溝内の収容施設、共同溝施設の監視体制、センサー類の種類・配置などは、テロ行為などの防止のため、秘密にすべき事項であり、特殊性が要求される業務である。</p> <p>また、共同溝のセキュリティの確保については、関東地方整備局と共同溝占有者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書」並びに「神奈川地区共同溝のセキュリティの確保の運用に関する細目協定書」を締結しており、セキュリティ確保の為に実施する常時監視については、警備業法による機械警備により行うことが協定書に規定されるなど、極めて高いセキュリティレベルが要求されているものである。</p> <p>共同溝は、複数のライフラインを集約して収容している施設であり、共同溝としてのセキュリティを確保するためには、共同溝の本体施設のセキュリティを確保するとともに、収容されている共同溝占有者の施設について、共同溝占有者の持つ監視に係わるノウハウを熟知したうえで、その機密を保持しながら統合的に監視を行う必要がある。</p> <p>そのため、共同溝占有者が単独で管理している洞道（トンネル）においては、セキュリティを確保するためのセンサー類の種類・配置や監視体制等の独自のノウハウが外部に漏洩するのを防止するために、監視業務を他社に外注せず自社あるいは関連会社によって実施している。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、以上のような実情を背景に、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であるとともに、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社あり、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>また、同社は、警備業法による機械警備業務の実施が可能な会社であり、監視施設の設置を含めた監視業務を実施する能力を有している。</p> <p>したがって、同社は、共同溝占有者から入手した情報の機密保持を図りつつ共同溝全体のセキュリティを確保して管理できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」の規定により、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	非公表	305,640,000	-		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員 の数	備考
17	平成28年度千葉 国道共同溝監視業 務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	<p>本業務は、千葉国道事務所が管理する共同溝（約23.7km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要な課題であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な情報や設備を用いた監視・保安体制が必要である。</p> <p>さらには、共同溝の構造、共同溝内の収容施設、共同溝施設の監視体制、センサー類の種類・配置などは、テロ行為などの防止のため、秘密にすべき事項であり、特殊性が要求される業務である。</p> <p>また、共同溝のセキュリティの確保については、関東地方整備局と共同溝占有者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書」並びに「千葉地区共同溝のセキュリティの確保の運用に関する細目協定書」を締結しており、セキュリティ確保のために実施する常時監視については、警備業法による機械警備により行うことが協定書に規定されるなど、極めて高いセキュリティレベルが要求されているものである。</p> <p>共同溝は、複数のライフラインを集約して収容している施設であり、共同溝としてのセキュリティを確保するためには、共同溝の本体施設のセキュリティを確保するとともに、収容されている共同溝占有者の施設について、共同溝占有者の持つ監視に係わるノウハウを熟知したうえで、その機密を保持しながら統合的に監視を行う必要がある。</p> <p>そのため、共同溝占有者が単独で管理している洞道（トンネル）においては、セキュリティを確保するためのセンサー類の種類・配置や監視体制等の独自のノウハウが外部に漏洩するのを防止するために、監視業務を他社に外注せず自社あるいは関連会社によって実施している。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、以上のような実情を背景に、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であるとともに、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社あり、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>また、同社は、警備業法による機械警備業務の実施が可能な会社であり、監視施設の設置を含めた監視業務を実施する能力を有している。</p> <p>したがって、同社は、共同溝占有者から入手した情報の機密保持を図りつつ共同溝全体のセキュリティを確保して管理できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」の規定により、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	非公表	119,016,000	-		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
18	平成28年度相武国道共同溝監視業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	日本ユーティリティサブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	<p>本業務は、相武国道事務所が管理する共同溝（約10.3km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要な課題であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な情報や設備を用いた監視・保安体制が必要である。</p> <p>さらには、共同溝の構造、共同溝内の収容施設、共同溝施設の監視体制、センサー類の種類・配置などは、テロ行為などの防止のため、秘密にすべき事項であり、特殊性が要求される業務である。</p> <p>また、共同溝のセキュリティの確保については、関東地方整備局と共同溝占有者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書」並びに「東京地区共同溝のセキュリティの確保の運用に関する細目協定書」を締結しており、セキュリティ確保のために実施する常時監視については、警備業法による機械警備により行うことが協定書に規定されるなど、極めて高いセキュリティレベルが要求されているものである。</p> <p>共同溝は、複数のライフラインを集約して収容している施設であり、共同溝としてのセキュリティを確保するためには、共同溝の本体施設のセキュリティを確保するとともに、収容されている共同溝占有者の施設について、共同溝占有者の持つ監視に係わるノウハウを熟知したうえで、その機密を保持しながら統合的に監視を行う必要がある。</p> <p>そのため、共同溝占有者が単独で管理している洞道（トンネル）においては、セキュリティを確保するためのセンサー類の種類・配置や監視体制等の独自のノウハウが外部に漏洩するのを防止するために、監視業務を他社に外注せず自社あるいは関連会社によって実施している。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、以上のような実情を背景に、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であるとともに、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社あり、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>また、同社は、警備業法による機械警備業務の実施が可能な会社であり、監視施設の設置を含めた監視業務を実施する能力を有している。</p> <p>したがって、同社は、共同溝占有者から入手した情報の機密保持を図りつつ共同溝全体のセキュリティを確保して管理できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」の規定により、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	非公表	57,780,000	-		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備考
19	平成28年度大宮 国道共同溝監視業 務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	<p>本業務は、大宮国道事務所が管理する共同溝（約2.9km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び付帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要な課題であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な情報や設備を用いた監視・保安体制が必要である。</p> <p>さらには、共同溝の構造、共同溝内の収容施設、共同溝施設の監視体制、センサー類の種類・配置などは、テロ行為などの防止のため、秘密にすべき事項であり、特殊性が要求される業務である。</p> <p>また、共同溝のセキュリティの確保については、関東地方整備局と共同溝占有者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書」並びに「埼玉地区共同溝のセキュリティの確保の運用に関する細目協定書」を締結しており、セキュリティ確保のために実施する常時監視については、警備業法による機械警備により行うことが協定書に規定されるなど、極めて高いセキュリティレベルが要求されているものである。</p> <p>共同溝は、複数のライフラインを集約して収容している施設であり、共同溝としてのセキュリティを確保するためには、共同溝の本体施設のセキュリティを確保するとともに、収容されている共同溝占有者の施設について、共同溝占有者の持つ監視に係わるノウハウを熟知したうえで、その機密を保持しながら統合的に監視を行う必要がある。</p> <p>そのため、共同溝占有者が単独で管理している洞道（トンネル）においては、セキュリティを確保するためのセンサー類の種類・配置や監視体制等の独自のノウハウが外部に漏洩するのを防止するために、監視業務を他社に外注せず自社あるいは関連会社によって実施している。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、以上のような実情を背景に、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であるとともに、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社あり、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>また、同社は、警備業法による機械警備業務の実施が可能な会社であり、監視施設の設置を含めた監視業務を実施する能力を有している。</p> <p>したがって、同社は、共同溝占有者から入手した情報の機密保持を図りつつ共同溝全体のセキュリティを確保して管理できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」の規定により、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	非公表	16,956,000	-		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
20	熊本地震対応に伴う人員輸送車両貸渡契約	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年5月9日	(株)日産カーレンタルソリューション 神奈川県横浜市西区高島1-1-1	<p>本件は、関東地方整備局震災対策本部（災害名 H28.4.16熊本地震による応援体制）の本部長指令第9号により、TEC-FORCE派遣に伴い、緊急で現地での移動手段確保のために自操運転車両を調達する必要があった。</p> <p>しかし、平成27年4月1日付け「災害時における人員輸送車両の貸渡に関する協定」を締結したタイムズモビリティネットワークス(株)が今回の災害の影響により車両の用意が出来なかったことから、災害に近い現地で必要台数用意でき、かつ 精算可能な上記業者（今回の災害で九州地方整備局と随意契約）と緊急随意契約を行ったものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	1,275,339	1,275,339	100.00%		
21	H28月刊「建設物価」材料単価等電子データ購入	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月6日	(一財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	<p>本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「建設物価」に掲載がある材料単価及び機械賃料から指定するものを、正確かつ効率的に処理する必要があることから電データにより購入するものである。</p> <p>購入したデータは、別途購入する月刊「積算資料」のデータと平均化処理を行い関東地方整備局が利用している新土木工事標準積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものがある。</p> <p>月刊「建設物価」の発行者に、本購入のためのデータ提供について書面による了解を得て、毎月20日迄、20日が土曜・日曜・祝日の場合はその前後直近の平日迄に納品が可能な者であれば、本購入の参加資格者となる事が出来る。</p> <p>このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記法人と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	5,952,960	5,940,000	99.78%		
22	H28月刊「積算資料」材料単価等電子データ購入	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月6日	(一財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	<p>本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「建設物価」に掲載がある材料単価及び機械賃料から指定するものを、正確かつ効率的に処理する必要があることから電子データにより購入するものである。</p> <p>購入したデータは、別途購入する月刊「積算資料」のデータと平均化処理を行い関東地方整備局が利用している新土木工事標準積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものがある。</p> <p>月刊「建設物価」の発行者に、本購入のためのデータ提供について書面による了解を得て、毎月20日迄、20日が土曜・日曜・祝日の場合はその前後直近の平日迄に納品が可能な者であれば、本購入の参加資格者となる事が出来る。</p> <p>このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記法人と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	5,770,440	5,702,400	98.82%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
23	平成28年度営繕積算システム（RIBC2）賃貸借	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年4月1日	（一財）建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	<p>営繕積算システム（RIBC2）は、昭和58年に国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成された「営繕積算システム等開発利用協議会」において、営繕積算システムの共同開発・共同利用することが決定され、運用が開始された。平成5年5月同協議会の総会において、パソコンの普及に伴いパソコン版に対応した営繕積算システムの開発を決定、更に開発者を当時共通費積算基準が非公表であったため中立的立場にあった（一財）建築コスト管理システム研究所に決定したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出ができる唯一のシステムである。</p> <p>また、営繕積算システム（RIBC2）の賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っているところである。</p> <p>したがって、本件については、同研究所と随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	3,258,576	3,258,576	100.00%		
24	伊豆諸島ブロック低潮線保全区域巡視に係わる備船業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石川 雄一	平成28年6月14日	八丈島漁業協同組合 東京都八丈島八丈町三根4206	<p>本業務は、排他的経済水域の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要がある「低潮線保全区域」を「低潮線保全法（略称）の一部の施行について」（平成23年6月1日付けで国河政第33号、国港振第13号河川局長及び港湾局長通達）に基づき、制限行為の有無、低潮線及びその周辺の状況等を職員が把握するため、船を備船するものである。</p> <p>関東地方整備局管内では、本業務の対象区域である伊豆諸島をはじめ、小笠原諸島の他、東京から約1,700kmに位置する沖ノ島等45区域を所管している。</p> <p>通達では、地形変化等の直接目視をおこなうため局所管の防災ヘリコプター等により巡視することとされているが、本業務で対象とする巡視区域においては、飛行距離や緊急装備の準備が不可能であり、「船」による巡視を行わざるをえない。</p> <p>船による低潮線保全区域の巡視にあたっては、直接目視の観点から出来る限り保全区域に近づくことや、気象の変化に応じた安全な航行が求められる。</p> <p>そのためには、周辺の海底地形等の現場状況や潮流・天候の変化など海象・気象状況の専門知識が必要である。</p> <p>八丈島漁業協同組合は、保全区域周辺の専門知識と豊富な経験を要する唯一の組合である。</p> <p>以上のことから、本業務を遂行する上で必要十分な能力を有し、本業務の目的を的確に達成し得る業者は「八丈島漁業協同組合」以外になく、唯一適当な組合である。</p> <p>よって、八丈島漁業協同組合と随意契約を実施するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	1,800,510	1,800,510	100.00%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
25 平成28年度管内道路事業の情報提供業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年7月11日	(株)電通東日本 さいたま支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5	本業務は、関東地方整備局管内の道路事業について、その役割や整備効果等を、幅広く国民に理解してもらうため、道路事業の工事現場において、親子（保護者と小中学生）を対象とした現場見学会を企画し、その情報を提供するものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により大きく成果が左右されることが考えられることから、企画競争方式により業者選定を行った。 株式会社電通東日本は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	14,990,400	14,990,400	100.00%		
26 平成28年度道路の防災・減災広報業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年9月14日	(株)電通東日本 さいたま支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5	本業務は、東日本大震災後5年が経ち、復興・創生期間の初年度を迎えるにあたり、復興状況を国民へ幅広く情報提供するとともに、首都直下型地震時の道路啓開及び自助・共助・公助について認識を深めてもらうため、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の4か所において映像資料並びにパネルの展示会を行うものである。 展示会については、既に作成済みのパネルに加えて、秋頃に予定している首都直下地震実働訓練の内容を記録し、道路啓開及び首都直下地震時の自助・共助・公助について認識を深めてもらうための編集を実施し、あわせて展示する。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により大きく成果が左右されることが考えられることから、企画競争方式により業者選定を行った。 株式会社電通東日本は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 特例政令第13条第1項第1号	27,993,600	27,993,600	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
27 H28技術者情報データベース管理システム改良業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年7月27日	応用技術（株） 大阪市北区中崎西2丁目4番12号 梅田センタービル	<p>本業務は、技術系職員の技術的な公的資格や関東地方整備局の認定資格等の情報を管理する技術情報データベース検索システムをより安定的かつ効率的に運用するために、システムの改良及びデータ更新を行うことものである。</p> <p>本システムは、メインデータベース・統括管理システム・サブシステム（統括管理システムから出力）・総合編集プログラムから構成されている。統括管理システムは、サブシステムで追記した内容をメインデータベースに集約し、管理するシステムであるが、サブシステムは、セキュリティの制約から、ネットワークを介さない分散型システムとなっており、複雑な多層型システムで構成されている。当該技術情報については、その性質上、データの欠落や入力情報のミス等のエラーが一切許されず、非常に精密な取扱が求められるため、システムの改良及び更新にあたっては、本システム全体を熟知していることが必要不可欠である。</p> <p>このことから、技術的要件等を兼ね備えている上記の者を特定者とした上で、特定者以外の者で、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の者と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	非公表	5,138,100	—		
28 H28Xバンドレーダ雨量計合成処理局設備修理	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年8月1日	日本無線（株）関東支社 東京都中野区中野四丁目10番1号	<p>本設備は日本無線（株）が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、上記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	非公表	10,476,000	—		
29 H28レーダ雨量計設備修理	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年8月31日	（株）東芝 通信システムソリューション営業部 東京都港区芝浦一丁目1番1号	<p>本設備は（株）東芝が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、上記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>	9,676,800	9,612,000	99.33%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
30	台風10号対応に伴う人員輸送車両貸渡契約（その1）	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年9月16日	（株）日産カーレンタルソリューション 神奈川県横浜市西区高島1-1-1	本件は、関東地方整備局風水害対策本部（災害名 H28.8.31台風第10号による応援体制）により、本部長指令第10号により、TEC-FORCE派遣に伴い業務遂行するためレンタカーを緊急に調達する。 緊急の必要により競争に付することができないため、平成28年4月熊本地震対応時に同契約を締結した実績があり、かつ広範囲に迅速な対応が可能で下記業者と緊急随意契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	1,147,039	1,147,039	100.00%		
31	広域水害情報選択収集システム構築業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年10月4日	パシフィックコンサルタンツ（株）首都圏本社	本業務は、流域における被災・浸水状況等を迅速に把握し安全な避難行動を確保することを目的として、国民の発信するビッグデータからリアルタイムの水害に関する情報を選択収集するためのシステムを構築し、その有効的な活用について検証を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、「広域水害情報選択収集システムの検索・一覧表示機能を構築するにあたって、留意すべき事項」などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 パシフィックコンサルタンツ株式会社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	14,947,200	14,947,200	100.00%		
32	平成28年度道路の老朽化対策に関する広報業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年11月8日	（株）電通東日本さいたま支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5	本業務は「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」を踏まえ、広く一般に道路構造物の老朽化の現状、対策の必要性等について理解促進を図るものである。 具体的には、各都県別に道路インフラの現状の報告、老朽化への対応のあり方について、国道事務所、国土技術政策総合研究所等による講演会と、道の駅を活用した老朽化対策のパネル展を開催し理解を深める。 また、地方公共団体関係者、学生等に対して土木研究所構造物メンテナンスセンターに展示されている老朽化構造物の見学会等を行う。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により大きく成果が左右されることが考えられることから、企画競争方式により業者選定を行った。 株式会社電通東日本は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 特例政令第13条第1項第1号	非公表	28,987,200	—		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
33	平成28年度道の駅の活用に伴う情報提供業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年11月8日	(株)オリコム 東京都港区新橋1-1-7	本業務は、安全で快適な道路交通環境を提供するとともに地域の振興に寄与する道の駅について、熊本地震で被災者の避難所や緊急車両の中継基地として活用されるといった災害時の防災機能や、多様な住民サービスのワンストップ提供やデマンドバスによるアクセス確保など、地域を支える拠点として地方創生を進める「道の駅」の取り組みや効果についてわかりやすく周知し、国民の理解を深めるとともにニーズを把握するものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により大きく成果が左右されることが考えられることから、企画競争方式により業者選定を行った。 株式会社電通東日本は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 特例政令第13条第1項第1号	非公表	35,572,910	—		
34	平成28年度首都圏3環状道路開通情報広報業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年12月1日	(株)電通 東京都港区東新橋1-8-1	本業務は、首都圏3環状道路の開通情報について、1都7県（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木、山梨）を対象とした新聞広告等を行うことにより、広く一般へ効果的に周知するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、首都圏3環状道路の開通情報やその効果について、幅広く周知するために、新聞広告を中心とした広報手法について技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社電通は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 特例政令第13条第1項第1号	34,970,400	34,959,600	99.97%		
35	平成28年度圏央道の開通に伴う情報提供業務	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年12月12日	(株)電通 東京都港区東新橋1-8-1	本業務は、平成28年度末に約9割が概成する圏央道による整備効果（企業立地の促進や生産性向上、観光地へのアクセス向上、リダンダンシーの確保など）が発見し地域のポテンシャルを高めることを周知するとともに、道路事業への理解を深めてもらうため、「圏央道の役割と整備効果」を広く情報提供するものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により大きく成果が左右されることが考えられることから、企画競争方式により業者選定を行った。 株式会社電通は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 特例政令第13条第1項第1号	41,990,400	41,979,600	99.97%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
36	H28Xバンドレーダ雨量計設備修理	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成28年12月8日	日本無線（株）関東支社 東京都中野区中野四丁目10番1号	本設備は日本無線（株）が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、上記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	7,214,400	7,128,000	98.80%		
37	H28レーダ雨量計設備修理その2	さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘	平成29年1月31日	（株）東芝 通信システムソリューション営業部 東京都港区芝浦一丁目1番1号	本設備は（株）東芝が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、上記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	8,089,200	7,992,000	98.80%		